

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年2月28日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 藤浪 哲也

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

清港営第132号

(2) 業務名

平成29年度清水港自家用電気工作物保安管理業務委託

(3) 業務対象地

静岡市清水区興津清見寺町興津埠頭 静岡県清水港管理局 興津3号上屋

静岡市清水区興津清見寺町1375-32 静岡県清水港管理局 興津6号・7号上屋

静岡市清水区興津清見寺町地先 静岡県清水港管理局 興津第二埠頭

静岡市清水区興津清見寺町地内 静岡県清水港管理局 清水港興津8号上屋

静岡市清水区日の出町10-2 静岡県清水港管理局 日の出新1号上屋

静岡市清水区日の出町10地先 静岡県清水港管理局 日の出新2号上屋

静岡市清水区横砂御林脇408-17 静岡県清水港管理局 清水港袖師第一埠頭

静岡市清水区横砂地内 静岡県清水港管理局 袖師第一埠頭冷凍コンセント

静岡市清水区清開1-115 静岡県清水港管理局 富士見7号上屋

(4) 業務概要等

清水港自家用電気工作物の保安管理業務

(5) 業務期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

- (1) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿（平成28年9月1日～平成30年8月31日）に登載されている者で、営業種目4設備保守管理の細目のうち10受変電設備、11非常用発電設備、12蓄電池設備及び13電気一般（屋内配線・照明等）設備の全てを営業種目として登録している者であること。
- (2) 静岡市内に主たる営業所又は主たる営業所の委任を受けた事業所（支店又は営業所）を有する者であること。

- (3) 電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する電気管理技術者若しくは同規則第52条の2第2号に規定する電気保安法人として、産業保安監督部の外部委託承認を受けた実績があること。
- (4) 電気保安法人においては、電気事業法施行規則第52条の2第2号に規定する保安業務従事者を配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

平成29年2月28日（火）から平成29年3月10日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで。

### (2) 配布場所

上記2に同じ

### (3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する者は返信用切手140円分を貼付した返信用封筒（定形外）を上記2まで送付すること。

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の配布方法については、上記5を参照のこと。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

平成29年2月28日（火）から平成29年3月10日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで。

(2) 提出書類

次の書類を各1部、持参により提出のこと。郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式1号）

イ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（有効期間が平成30年8月31日までの通知書の写しを提出すること。）

ウ 電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する電気管理技術者又は同規則第52条の2第2号に規定する電気保安法人として産業保安監督部の外部委託承認を受けたことを証する書面の写し

エ 電気保安法人においては、電気事業法施行規則第52条の2第2号に規定する保安業務従事者の名簿届出書の写し

オ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手392円貼付け。入札参加資格確認通知書の送付用。）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年3月23日（木）午後1時15分

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) 入札方法

電送又は郵送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約心得で示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

## 要

### (9) 支払条件

業務委託契約は静岡県清水港管理局と締結するが、委託料の支払いについては、支払協定書を作成し当局を含む4者とそれぞれ行うこととする。

### 8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該委託業務に係る平成29年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とするので、予算が成立しない場合は入札の執行を取りやめる。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県清水港管理局港営課（電話054-353-2208）とする。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) 詳細は入札説明書による。